

消費者 安全調査 委員会

事故から教訓を得て 繰り返さない



消費者安全調査委員会とは

- ・消費者安全調査委員会は、事故から教訓を得て、事故の予防・再発防止のための知見を得ることを目的に平成24年10月に設立されました。「誰が悪い」ではなく、「なぜ事故が起きたのか」「どうすれば同じような事故が防げるのか」を消費者の視点に立って調査し、再発防止策を関係行政機関に意見しています。
- ・また、意見具申で終わりではなく、原則、報告書公表から1年後に意見先の関係行政機関からヒアリングを行い、取組状況を把握することとしています。

調査対象

生命・身体分野の消費者事故から、製品・食品・施設・役務を広く対象としています。（生命身体事故といいます。）

- ・事業として供給された商品・製品によって生じた事故（例：家電製品の発火）
- ・事業として提供されたサービスによって生じた事故（例：学校の授業中の事故）
- ・事業のために提供された施設・工作物の利用に伴い生じた事故（例：公共施設等でのエレベーター事故、公園遊具の事故）

自然災害や、労働災害、公害は含まれません。

運輸安全委員会の調査対象である航空事故、鉄道事故、船舶事故を除きます。

これらのうち、事故の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要性が高いものを審議し、選定事案として調査を行います。

これまでに取り扱った案件

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ◎ ガス湯沸器事故 | ◎ ハンドル形電動車椅子を使用中の事故 |
| ◎ 幼稚園で発生したプール事故 | ◎ エレベーター事故 |
| ◎ 機械式立体駐車場で発生した事故 | ◎ 体育館の床板の剝離による負傷事故 |
| ◎ 家庭用ヒートポンプ給湯機の事案 | ◎ 玩具による乳幼児の気道閉塞事故 |
| ◎ エスカレーター事故 | ◎ 家庭用コージェネレーションシステムの事案 |
| ◎ 毛染めによる皮膚障害 | ◎ 電動シャッター動作時の事故 |
| ◎ 子供による医薬品誤飲事故 | |

消費者安全調査委員会における事故等原因調査等の流れ

事故などの発生

端緒情報の入手

情報の収集

調査等の対象の選定

他の行政機関等で調査等が行われており、その結果が得られる場合

他の行政機関等による調査などの結果の評価

実施

他の行政機関で調査等が行われていない場合

他の行政機関等で調査等が行われているが、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因の究明結果が得られない場合

評価書の作成・公表

必要に応じて当該行政機関の長に意見、更に必要があると認める場合

事故等原因調査（自ら調査）

実施

報告書の作成・公表

勧告・意見

フォローアップとして、原則、報告書公表から1年後に、関係行政機関からヒアリングを行い、取組状況を把握

幼稚園のプール事故

(平成26年6月公表)

- ▶指導者が監視者を兼ね、監視に空白が生じたため発見が遅れた
- ▶緊急事態への備えが不十分であり、救命処置を迅速に行えなかった
- ▶類似の事故が発生していることから、平成30年4月に実態調査を公表、再度意見具申



(浅い水深でも溺れる)

意見の概要

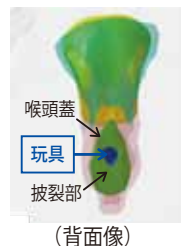
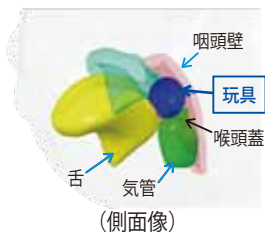
(対文部科学省、厚生労働省及び内閣府)

- ▶指導者とは別に、監視に専念する監視者を配置すること
- ▶教職員への教育
- ▶緊急事態への備え・日常訓練
- ▶監視者が配置できない場合にはプール活動を中止(30年4月追加)

玩具による乳幼児の気道閉塞事故

(平成29年11月公表)

- ▶事故は、6～20mmの大きさの玩具、6ヶ月から1歳6ヶ月未満の乳幼児に多く発生
- ▶解析によると大きなものは咽頭を閉塞、小さなものは喉頭を閉塞。



意見の概要

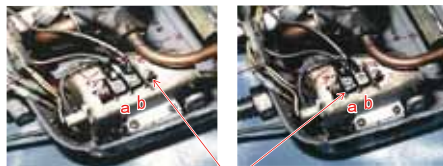
(対経済産業省、消費者庁)

- ▶安全な玩具の製造販売、対象年齢の設定・表示の徹底
- ▶事故のリスクや事故防止策等の継続的な周知
- ▶玩具に関する事故の情報収集

ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故

(平成26年1月公表)

- ▶改造により安全制御回路が無効化され、**不完全燃焼**が発生
- ▶改造の危険性が現場や消費者まで浸透せず、事故が継続的に発生



(端子をつなぎかえる不正改造)

意見の概要

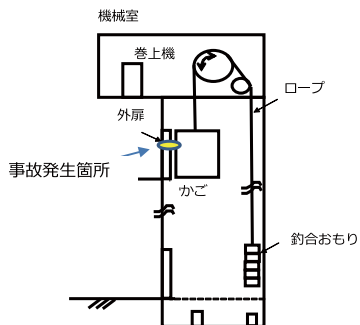
(対経済産業省)

- ▶現場で作業を行う者に対する改造禁止の周知徹底

エレベーターの挟まれ事故

(平成28年8月公表)

- ▶保守管理を考慮しない設計
- ▶製造業者から保守管理業者に**保守点検マニュアル**が渡っていなかった
- ▶安全装置未装備
(ブレーキの二重化等)



(かごが開いたまま上昇して
枠とかごの下部に挟まれ死亡)

意見の概要

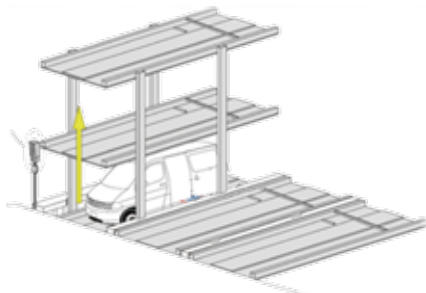
(対国土交通省)

- ▶保守管理を考慮した設計や保守管理業者へのマニュアル譲渡等の徹底
- ▶既設エレベーターへの安全装置設置のための所有者・管理者への働きかけ

機械式立体駐車場における挟まれ死亡事故

(平成26年7月公表)

- ▶消費者自らが操作することに対応した安全策が十分でなかった
- ▶事故が利用者の不注意や誤使用とされ対応が遅れた



(マンション駐車場において、上下するパレットに同乗者(幼児)が挟まれ死亡)

意見の概要

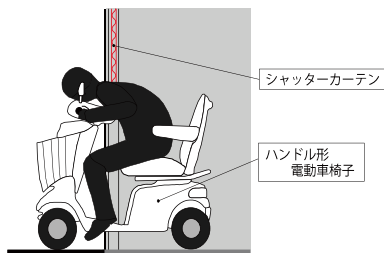
(対国土交通省、消費者庁)

- ▶大臣認定制度における安全基準の見直し
(安全性についての基準の追加等)
- ▶利用者への注意喚起 (ポスターやシールの配布)

電動シャッター動作時の事故

(平成30年9月公表)

- ▶シャッターカーテンが降下中に、又は落下して、被災者が挟まれた事故が発生
- ▶安全装置が装備されていない、又は作動しなかったことによる



(事故時の状況 (イメージ))

意見の概要

(対経済産業省、消費者庁)

- ▶安全装置等の付加、リモコンの安全性向上
- ▶保守点検の徹底
- ▶消費者に対する注意事項等の周知

事故に関する情報提供

消費者安全調査委員会への申出を端緒として収集した情報のうち、消費者安全確保の見地から、有益な情報をまとめたレポートを掲載しています。

(平成 29 年 3 月運用開始)

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/>

これまでに取り扱った案件

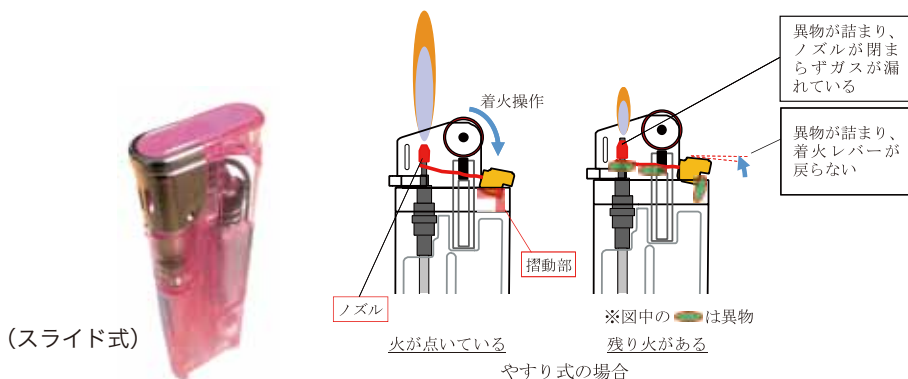
- ・ 自転車使用中の転倒
- ・ 屋外コンテナ式収納スペースの移動式足場の階段からの転落
- ・ 靴底の剥がれによる転倒
- ・ ライターの残り火
- ・ 手動車いすのフットサポート

ライターの残り火

ライター本体内部に入った異物がライターの正常な作動を阻害。
情報提供（対消費者庁、経済産業省）

事故の再発防止には

- ・ スライド式ライターが有効
- ・ 消費者が、残り火があり得ることを知る



事故等原因調査等の申出

事故等原因調査等の申出制度とは・・・

消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故等について、被害の発生又は拡大の防止を図るため、事故等原因の究明が必要だと思料する場合に、消費者安全調査委員会に対し、事故等原因調査等を行うよう求めることができる制度です。

この申出は、申出に係る消費者事故等の被害者だけでなく、個人、法人を問わず、誰でも行うことができます。

申出された事案については、消費者安全調査委員会が必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を開始します（申出があった事案すべてを調査するものではありません）。

○申出は、郵送、FAX又はメールで受け付けています。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/application/>

電話でのお問合せ **03-3507-9268**

(受付時間 平日 10:00 ~ 17:00)

FAX **03-3507-9284**

メール g.jikocho_moshide@caa.go.jp



発行 消費者安全課事故調査室

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/>

